

四日市南警察署協議会議事録

令和7年度第4回四日市南警察署協議会	
日時 場所	令和8年2月25日（水）午後1時25分～午後2時50分 四日市南警察署5階多目的ホール
出席者	<p>1 警察署協議会委員 10名 稲垣芳則委員、鵜飼佳晃委員、岸本久義委員 鈴木洋子委員、千田茂樹委員、豊田靖志委員 野村昌嗣委員、服部紫乃委員、 フランシスカ モニカ委員、山本照子委員</p> <p>2 警察署 13名 署長、副署長、事件指導官、会計課長、警務課長 留置管理課長、生活安全課長、地域課長、刑事第一課長 刑事第二課長、交通第一課長、交通第二課長、警備課長</p>
傍聴者数	なし
公開・非公開の別	公開
議 事 概 要	
<p>1 警察署長挨拶 2 管内治安情勢 3 可搬式速度違反取締装置及び自転車の反則金制度について 4 薬物事犯捜査について 5 協議内容</p> <p>(1) 特殊詐欺等の年代別被害状況について <委員> 特殊詐欺等の年代別被害者層について教示願いたい。 【生活安全課長】 特殊詐欺は、高齢者の被害が多いが、SNS型投資・ロマンス詐欺については、若年層から高齢層まで幅広く被害に遭っている。</p> <p>(2) 速度取締装置前の表示について <委員> 高速道路等には、速度取締装置の前に設置を告げる表示板があるが、可搬式速度違反取締装置手前に設置してはどうか。 【交通第一課長】 装置導入当時は、周知のため表示板を設置していたが、法的根拠はないため、今は設置していない。 <委員> 可搬式速度違反取締装置は速度抑制が目的と聞いたが、表示板を設置した方が速度抑制になるのではないか。 【交通第一課長】 貴重な意見、感謝する。</p> <p>(3) 違反車両の同乗者に対するプライバシーの配慮について <委員> 可搬式速度違反取締装置で違反車両を撮影するが、同乗者も撮影されるため、それらに対するプライバシーの配慮について教示願いたい。 【交通第一課長】 違反車両の同乗者も撮影されるが、写真については、違反者を特定した際に、違反者にしか実見させないなど、プライバシーの配慮に努めている。</p> <p>(4) 生活道路の速度制限について <委員> 本年9月1日から生活道路の速度が一律時速30キロメートル</p>	

ルになるが、現在実施しているゾーン30等についてはどうなるか教示願いたい。

【交通第一課長】 9月1日以降も、必要に応じてゾーン30等の生活道路対策を実施していく。

<委員> 幅員5.5メートル以上の道路は、本来中央線を引くことができるが、中央線のない場合は、時速30キロメートルの制限が適用されるのか。

【交通第一課長】 中央線のあるなしで判断するため、中央線がなければ時速30キロメートルの制限を受ける場合もある。そのような道路については道路管理者等と連携して、中央線の設置に努めていく。

(5) 自転車の交通反則通告制度に対する広報啓発について

<委員> 4月1日から自転車の交通反則通告制度が始まるが、どのように啓発しているのか教示願いたい。

【交通第一課長】 学校、企業等に対する交通安全教育等、あらゆる機会を通じて広報啓発を実施している。

6 警察署長謝辞

備 考	
-----	--